

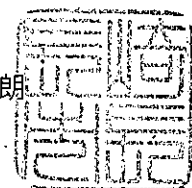
公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により
経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 10 日

長崎市長 鈴木 史朗



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集R6-1	神浦下大中尾町 1125	20-30	山林	0.039	10年間 (終期 2035.3.31)	
	神浦下大中尾町 1126	20-31	山林	0.0743		
集R6-2	神浦下大中尾町 1158	20-48	畑	0.2294	10年間 (終期 2035.3.31)	
	神浦下大中尾町 1208-2		畑	0.081		
	神浦下大中尾町 1212		畑	0.1196		
集R6-3	神浦向町 1540-51	23-325	山林	0.1118	10年間 (終期 2035.3.31)	
集R6-4	新牧野町 348-3	32-256	山林	0.0393	10年間 (終期 2035.3.31)	
集R6-5	下大野町 739	24-698-12	山林	0.0902	10年間 (終期 2035.3.31)	
集R6-6	上黒崎町 2178	42-187-2	山林	0.4855	10年間 (終期 2035.3.31)	
	上黒崎町 2180-2	42-187-4	山林	0.8012		

集R6-7	永田町 2990-2	46-333	山林	0.1868	10年間 (終期 2035.3.31)	
集R6-8	新牧野町 1788-51	33-229	山林	0.4348	10年間 (終期 2035.3.31)	
	新牧野町 1788-58	33-236	山林	0.184		
集R6-9	下大野町 679-3	24-689-1 他2	山林	0.0604	10年間 (終期 2035.3.31)	
集R6-10	上黒崎町 2205-11	39-15	山林	0.7335	10年間 (終期 2035.3.31)	

2 縦覧場所

長崎市役所水産農林部農林振興課窓口（長崎市魚の町4番1号14階）

3 本公告により、長崎市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上